

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成25年7月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	札幌地区	平成24年8月31日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の下地区	平成25年3月15日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	萩原幹線地区	平成25年2月28日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	札幌西地区	平成25年3月15日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	三軒屋地区	平成25年3月15日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	八兵地区	平成25年2月28日
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業)	下林荒神地区	平成25年2月28日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	花の木地区	平成25年2月28日
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	十宮地区	平成25年2月28日